



2026年6月15日

各位

会社名 Terra Drone 株式会社
 代表者 代表取締役社長 徳重 徹
 (コード番号 278A 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役 関 鉄平
 (TEL. 03 - 6419 - 7193)

第三者割当による第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付） 及び第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権（以下それぞれを「第 18 回新株予約権」、「第 19 回新株予約権」、「第 20 回新株予約権」、「第 21 回新株予約権」、「第 22 回新株予約権」といいます。）の発行及び当社代表取締役社長である徳重 徹氏（以下、「徳重氏」といい、みずほ証券及び徳重氏を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権（以下それぞれを「第 23 回新株予約権」、「第 24 回新株予約権」、「第 25 回新株予約権」、「第 26 回新株予約権」、「第 27 回新株予約権」といい、第 18 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」といいます。）。

なお、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の割当予定先である徳重氏は、特別の利害関係を有するため、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行に係る取締役会決議には参加しておりません。

記

1. 募集の概要

(1)	割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とします。 但し、下記「(3) 新株予約権の発行価額」に定める条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とします。
(2)	新株予約権の総数	9,553 個 第 18 回新株予約権 2,133 個 第 19 回新株予約権 2,133 個 第 20 回新株予約権 2,133 個 第 21 回新株予約権 2,133 個 第 22 回新株予約権 948 個 第 23 回新株予約権 25 個 第 24 回新株予約権 18 個 第 25 回新株予約権 13 個 第 26 回新株予約権 10 個 第 27 回新株予約権 7 個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 29,958,800 円 第 18 回新株予約権 1 個当たり 3,700 円 第 19 回新株予約権 1 個当たり 3,300 円 第 20 回新株予約権 1 個当たり 3,100 円 第 21 回新株予約権 1 個当たり 2,700 円 第 22 回新株予約権 1 個当たり 2,600 円 第 23 回新株予約権 1 個当たり 2,900 円 第 24 回新株予約権 1 個当たり 2,700 円 第 25 回新株予約権 1 個当たり 2,600 円 第 26 回新株予約権 1 個当たり 2,200 円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>第 27 回新株予約権 1 個当たり 2,100 円</p> <p>但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。</p> <p>発行価額の総額は、本新株予約権 1 個当たりの発行価額に、各本新株予約権の総数を乗じた金額の合算となります。</p>
(4)	当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：955,500 株（新株予約権 1 個につき 100 株）</p> <p>第 18 回新株予約権 213,300 株 第 19 回新株予約権 213,300 株 第 20 回新株予約権 213,300 株 第 21 回新株予約権 213,300 株 第 22 回新株予約権 94,800 株 第 23 回新株予約権 2,500 株 第 24 回新株予約権 1,800 株 第 25 回新株予約権 1,300 株 第 26 回新株予約権 1,000 株 第 27 回新株予約権 700 株</p> <p>本新株予約権について、上限行使価額はありません。</p> <p>第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の下限行使価額はそれぞれ、8,000 円、11,000 円、15,000 円、20,000 円、30,000 円です。第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権に係る下限行使価額（但し、下限行使価額は、下記「(6) 行使価額及びその修正条件」に記載のとおり修正される場合があります。）においても、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権と併せた潜在株式数は 955,500 株です。</p> <p>第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。</p>
(5)	資金調達額	14,500,038,800 円（差引手取概算額）（注）
(6)	行使価額及びその修正条件	<p>第 18 回新株予約権：</p> <p>当初の行使価額は、6 月 12 日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とします。</p> <p>下限行使価額は、8,000 円とします。</p> <p>当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>但し、修正後の下限行使価額は、4,050 円（以下、「第 18 回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第 19 回新株予約権：</p> <p>当初の行使価額は、11,000 円と条件決定日の直前取引日の東証終値に相当する金額のいずれか高い方の金額とします。</p>

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>下限行使価額は、11,000 円とします。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050 円（以下、「第 19 回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第 20 回新株予約権： 当初の行使価額は、15,000 円と条件決定日の直前取引日の東証終値に相当する金額のいずれか高い方の金額とします。 下限行使価額は、15,000 円とします。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。 但し、修正後の下限行使価額は、7,500 円（以下、「第 20 回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第 21 回新株予約権： 当初の行使価額は、20,000 円とします。 下限行使価額は、20,000 円とします。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。 但し、修正後の下限行使価額は 10,000 円（以下、「第 21 回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第 22 回新株予約権： 当初の行使価額は、30,000 円とします。 下限行使価額は、30,000 円とします。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。 但し、修正後の下限行使価額は 15,000 円（以下、「第 22 回新株予約権絶対下限行使価額」といい、第 18 回新株予約権絶対下限行使価額乃至第 22 回新株予約権絶対下限行使価額を、個別に又は総称して「絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>当社取締役会は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使期間中はいつでも、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の任意の回号の新株予約権について、各新株予約権の修正後の下限行使価額が各々の絶対下限行使価額を下回らない範囲で、任意の行使価額に修正することを決議することができます。</p> <p>当社は、本新株予約権の下限行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点における当社の喫緊の資金需要等の</p>
--	--	---

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>事情（防衛事業に関して大型受注発生時等の喫緊の体制拡充が必要になった場合や、当社が現在想定していない規模の潜在的なM&A 案件が生じ、当社の企業価値向上のために一定規模の資金が急遽必要となる場合等）を考慮した上で、任意の回号（複数回号の場合も含む。）の行使価額を修正する必要性について判断する予定です。</p> <p>当社は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の下限行使価額の修正を決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</p> <p>第 23 回新株予約権： 当初の行使価額は、8,100 円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とします。</p> <p>第 24 回新株予約権： 当初の行使価額は、11,000 円と条件決定日の直前取引日の東証終値に相当する金額のいずれか高い方の金額とします。</p> <p>第 25 回新株予約権： 当初の行使価額は、15,000 円と条件決定日の直前取引日の東証終値に相当する金額のいずれか高い方の金額とします。</p> <p>第 26 回新株予約権： 当初の行使価額は、20,000 円とします。</p> <p>第 27 回新株予約権： 当初の行使価額は、30,000 円とします。</p> <p>第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額は、行使請求を行った回号の本新株予約権につき、各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東証終値の 95% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>なお、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。</p>
(7)	募集又は割当方法(割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権 みずほ証券 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権 徳重氏</p>
(8)	その他	<p>当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約を締結する予定です（以下、みずほ証券との間で締結する第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権に係る第三者割当て契約を「本割当契約（みずほ証券）」といい、徳重氏との間で締結する第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権に係る第三者割当て契約を「本割当契約（徳重氏）」といい、「本割当契約（みずほ証券）」及び「本割当契約（徳重氏）」を合わせて「本割当契約」と総称します。）。①本割当契約（みずほ証券）において、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を何度でも指定（以下「停止指定」とい</p>

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>います。) することができること、及び②本割当契約において、割当予定先は、本新株予約権について、当社取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められます。</p> <p>本割当契約の詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>
--	--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、2026年6月12日の東証終値に基づき算定された行使価額を各本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に、2027年1月期第1四半期決算（以下「本第1四半期決算」といいます。詳細は当社の2026年6月15日付「2027年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。)及び2026年6月15日付「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、本日（発行決議日）からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として設定しています。当社は、当社の過去の決算等の公表後における当社普通株式の株価推移や東証の立会内取引時間中における株価の変動状況等を勘案し、株価がこれらの公表を織り込むために要する日数としては、3取引日乃至4取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、本日（発行決議日）から4取引日又は5取引日後にあたる、2026年6月19日又は2026年6月22日の期間のいずれかの日に設定することといたしました。なお、本新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、上記「1. 募集の概要 (3) 新株予約権の発行価額」に記載の金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、上記「1. 募集の概要 (3) 新株予約権の発行価額」に記載の金額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記「1. 募集の概要 (3) 新株予

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

約権の発行価額」に記載の金額以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は上記「1. 募集の概要 (3) 新株予約権の発行価額」に記載の金額のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点の算定結果に基づく発行価額を下回って決定されることはありません。

※ 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の下限行使価額の修正

当社取締役会は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使期間中はいつでも、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の任意の回号の新株予約権について、各新株予約権の修正後の下限行使価額が各々の絶対下限行使価額を下回らない範囲で、任意の行使価額に修正することを決議することができます。

当社は、本新株予約権の下限行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点における当社の喫緊の資金需要等の事情（防衛事業に関して大型受注発生時等の喫緊の体制拡充が必要になった場合や、当社が現在想定していない規模の潜在的なM&A案件が生じ、当社の企業価値向上のために一定規模の資金が急遽必要となる場合等）を考慮した上で、任意の回号（複数回号の場合も含む。）の行使価額を修正する必要性について判断する予定です。

当社は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の下限行使価額の修正を決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社グループは、「Unlock “X” Dimensions（異なる次元を融合し、豊かな未来を創造する）」というミッションのもと、低空域経済圏におけるドローンソリューションと運航管理システム（UTM）の提供を通じて、産業課題の解決と空の安全管理に貢献することを目指しております。現在は、測量・災害復旧、点検、農業、防衛分野でのドローンソリューション事業と、ドローンの運航管理プラットフォームを展開するUTM事業をグローバルに展開しております。

当社が事業を展開する、ドローンソリューションおよびUTM市場は世界的な拡大が見込まれております。とりわけ昨今の地政学リスクの高まりや各国の規制・政策の変化（米国における国防権限法に基づく中国製ドローンの排除厳格化や、日本におけるドローンの「特定重要物資」指定による国産化推進など）を背景に、非中国系の産業用ドローン市場は構造的な拡大局面（経済安全保障を背景とした反中国・国産化の流れ）を迎えております。

このような市場環境の中、当社グループの各事業領域においても強力なマクロの追い風を受け、今まさに機動的に動くべきチャンスが到来しております。

防衛事業においては、2026年3月23日付「新規事業の開始（防衛装備品市場への参入）および米国子会社設立に関するお知らせ」により、防衛装備品市場への本格参入を発表して以降、無人アセットに係る国内防衛予算の急増等を背景に、ウクライナの迎撃ドローン企業2社の子会社化およびウクライナの偵察ドローン企業との合弁会社の設立に向けた準備の開始や新製品（迎撃ドローン「Terra A1」「Terra A2」や偵察ドローン「Terra C1」）の発売、防衛装備庁からの案件受注など、急速な事業立ち上げを進めております。

UTM事業においては、欧州を中心に世界各国でルール整備が進む中、当社の連結子会社であるUniflyが各国の航空管制局（ANSP）から受ける新規引き合いが増加しているほか、保安・防衛用途といった新規領域での需要も立ち上がりつつあります。

ドローンソリューション事業においては、高い性能と圧倒的な価格競争力を持つ自社開発の屋内点検用ドローン「Terra Xross 1」の世界的な引き合い増加や、サウジアラビアにおける石油・ガス施設向け案件の本格化など、高い成長ポテンシャルが顕在化しております。

特にUTMや点検事業は、一度導入されるとスイッチングコストが極めて高く、先行導入が市場独占に直結しやすい性質を持っております。また、防衛事業についても、国内においては防衛省・防衛装備庁との信頼関係を早期に構築することで継続的な受注が見込める状況にあると考えております。

このように、将来の「グローバル No.1」という目標達成に向けて、まさに今、迅速に市場シェアを獲得し先行者利益を形成することが極めて重要であると考え、この時期での資金調達を実施する判断

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に至りました。急拡大する防衛領域等の新規事業への投資や機動的な M&A を実行するためには、新規上場時の調達資金（注）のみでは不足する見通しであり、今回新たな成長資金を確保する必要があると判断しております。このタイミングで資金調達を行い現預金を確保することにより、資金繰りの制約を回避し、シェア獲得の蓋然性がより高まるものと考えております。

本資金調達によって確保した資金は、事業拡大のスピードを最優先とし、以下の施策に機動的に充当することで、当社の非連続的・連続的な成長目標の達成に寄与するものと考えております。

また、本資金調達においては、みずほ証券への新株予約権の割り当てと同時に、当社の筆頭株主かつ経営の核心を担う当社代表の徳重氏に対し、以下の企図をもって新株予約権の割り当てを実施いたします。

① 経営へのコミットメント

徳重氏に割り当てる各回号の新株予約権の行使価額を、みずほ証券に割り当てる各回号の新株予約権の当初行使価額と同額とするとともに、行使価額の修正条項を設けない条件とすることで、株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保いたします。

② 企業価値への自信

徳重氏の今後の経営に対する強いコミットメントと当社企業価値に対する強い確信を示すものでございます。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

前連結会計年度(2025年2月1日～2026年1月31日)における当社の連結ベースでの売上高は4,782百万円、売上総利益は2,312百万円、営業損失は1,143百万円、経常損失は1,284百万円、税金等調整前当期純損失は2,823百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,497百万円でした。

また、当社の2027年1月期第1四半期連結累計期間における当社の連結ベースでの売上高は1,010百万円、売上総利益は448百万円、営業損失は434百万円、経常損失は325百万円、税金等調整前四半期純損失は334百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は249百万円となり、2027年1月期第1四半期末時点での四半期連結貸借対照表における現金及び預金は2,258,421千円でした。当社が下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した事業投資等を行うためには、今回の調達が必要であると考えております。2027年1月期第1四半期決算の詳細については、本日付「2027年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。

(注) 新規上場時の調達資金の充当状況 (参考)

当社は、2024年10月25日付で提出した有価証券届出書を通じ、2024年11月の新規上場時において公募増資による資金調達を実施いたしました。当該調達資金につきましては、その後の事業進捗や経営環境の変化に柔軟に対応するため、資金使途及び支出予定時期の変更を行っております。

変更後の資金使途に対する2026年1月31日現在の充当済額及び未充当額は以下のとおりです。

- ① M&A 資金：充当予定額 810,660 千円に対し、充当済額は 422,535 千円（未充当額 388,125 千円）
- ② 子会社成長の為に融資：充当予定額 1,470,000 千円に対し、充当済額は 1,217,120 千円（未充当額 252,880 千円）
- ③ 国内 UTM システムやグループ管理システム等の構築：充当予定額 204,600 千円に対し、充当済額は 34,600 千円（未充当額 170,000 千円）

上記の通り、前回の調達資金の未充当額（残額 810,745 千円）につきましては、M&A 資金、子会社成長に向けた投資、およびシステム投資として、既定の計画に全額充当される見込みとなっております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、以下のとおり本新株予約権を割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ① 第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権：対象株式数を合計 948,000 株、行使期間を約 3 年間とし、行使価額が固定されていない行使価額修正条項付新株予約権

第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額（当社が下限行使価額修正決議により絶対下限行使価額の範囲内で下限行使価額を修正する場合には、修正後の下限行使価額）を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権は同時に発行されるものの、当初行使価額及び下限行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。5 回号に分けた新株予約権による調達としているのは、当社として高い目標株価を掲げつつ、株価の上昇に合わせて段階的に新株予約権の行使及び資金調達が進むスキームとすることを志向したためです。すなわち、当社の 2026 年 6 月 12 日時点の株価の約 3.7 倍の水準となる 30,000 円を当初行使価額及び下限行使価額とする回号（第 22 回新株予約権）を発行すると同時に、当社の現状の株価と同水準である場合にも行使による資金調達が進む回号（第 18 回新株予約権）も併せて発行し、更に、両回号の当初行使価額及び下限行使価額の間で段階的に当初行使価額及び下限行使価額が設定されている第 19 回新株予約権乃至第 21 回新株予約権と組み合わせることで、当社株価が上昇していった場合に、上昇した当社株価に合わせて新株予約権の行使による調達も進み、また、新株予約権 1 個当たりの行使時の調達額も切り上がっていくことが想定されております。行使価額及び下限行使価額については、上記「1. 募集の概要（6）行使価額及びその修正条件」もご参照ください。

また、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権には、当社の判断により、みずほ証券に対して一定期間中の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項（下記＜停止指定条項＞をご参照ください。）が付与されております。

- ② 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権：対象株式数を合計 7,300 株、行使期間を約 3 年間とし、行使価額が固定されている新株予約権（行使価額は修正されない）

第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権は同時に発行されるものの、その行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。5 回号に分けた新株予約権による調達としているのは、みずほ証券に割り当てる新株予約権（第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権）と同様の趣旨となりますが、当社として高い目標株価を掲げつつ、株価の上昇に合わせて段階的に新株予約権の行使がなされることを志向したためです。すなわち、当社の 2026 年 6 月 12 日時点の株価の約 3.7 倍の水準となる 30,000 円を行使価額とする回号（第 27 回新株予約権）を発行すると同時に、当社の現状の株価と同水準の行使価額を有する回号（第 23 回新株予約権）も併せて発行し、更に、両回号の行使価額の間で段階的に行使価額が設定されている第 24 回新株予約権乃至第 26 回新株予約権と組み合わせることで、当社株価が上昇していった場合に、当社株価の上昇に合わせて新株予約権の行使がなされる設計とすることで、徳重氏が株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保しようとしたものとなります。

当社がみずほ証券との間で、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の募集に関する届出の効力発生效后に締結する本割当契約（みずほ証券）には、下記の内容が含まれます。

<みずほ証券の誠実努力義務>

みずほ証券は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使について、当社の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の発行目的を十分に理解した上で誠実に行うよう最大限努力します。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、みずほ証券に対して、停止指定をすることができます。停止指定期間は、割当日の翌々取引日から 2029 年 1 月 9 日までの期間中のいずれかの期間とし、当社がみずほ証券に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<譲渡制限条項>

みずほ証券は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の買取請求条項>

みずほ証券は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権発行後、割当日の翌取引日から 2029 年 5 月 25 日までのいずれかの 5 連続取引日の東証終値の全てが 4,050 円（但し、本割当契約の締結後に、当社普通株式に係る株式分割、株式併合又は無償割当て等が生じた場合には、公平かつ合理的に調整されます。）（以下「基準金額」といいます。）を下回った場合における当該 5 連続取引日の末日以降、又は 2029 年 5 月 28 日以降はいつでも、当社に対して通知することにより当該各第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から 15 営業日以内に、残存する当該各第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の全部を、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で買い入れるものとします。

なお、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権には、当社の選択により 2 週間以上前に事前通知をすれば、いつでも、残存する第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得することができる旨の取得条項、及び当社が第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使期間の末日（2029 年 7 月 9 日）に、当該時点で残存する第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、本プレスリリース添付の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の各発行要項第 14 項第(1)号及び第(2)号をご参照ください。当社は、当該取得条項による取得を決定した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社が徳重氏との間で、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する本割当契約（徳重氏）には、下記の内容が含まれます。

<譲渡制限条項>

徳重氏は、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

(3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかにも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法のメリット>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
 - ・第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権については、みずほ証券の裁量による第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
 - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされたとしても潜在株式数が増

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

加せず、行使価額の方修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債（一般的なMSCB）とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。

- ・特に第19回新株予約権乃至第22回新株予約権については、その下限行使価額が現状の株価対比で同水準又はより高い水準にそれぞれ設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が推移する局面においてのみ、行使がなされる設計となっております。なお、当社は、下限行使価額修正決議により、下限行使価額を修正することができますが、その場合でも、下限行使価額は、第18回新株予約権及び第19回新株予約権については4,050円を下回らず、第20回新株予約権については7,500円を下回らず、第21回新株予約権については10,000円を下回らず、第22回新株予約権については15,000円を下回らないため、経済的な意味における希薄化が一定限度を超えて発生することはありません。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
- ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
 - ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社がみずほ証券による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することで、株価低迷の局面においてさらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給を抑制することができます。
- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
- ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。
- 5) 一時期の希薄化が限定的となります。
- ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権は同時に発行されるものの、当初行使価額及び下限行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

<本資金調達方法のデメリット>

- 1) 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- 2) 本新株予約権の行使期間において、本新株予約権の行使により交付される株式数に応じて株式価値の希薄化が発生します。
- 3) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 4) 株価の下落局面においては、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては本新株予約権の行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。特に第19回新株予約権乃至第22回新株予約権については、下限行使価額が現状の株価対比で同水準又はより高い水準にそれぞれ設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が推移する局面においてのみ、資金調達が進む設計となっております。なお、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権については、下限行使価額

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

修正決議により、一定の限度で下限行使価額を修正することができるため、かかるデメリットを一定程度緩和する設計となっております。

- 5) 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行後に、東証終値が一定期間基準金額を下回った場合等には、みずほ証券が当社に対して買取請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

＜他の資金調達方法との比較＞

- 1) 公募増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 第三者割当増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、現時点では当社として株式を割り当てるに値する適切な割当先が存在しません。
- 3) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が不確定であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて変動するという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が想定以上に大きくなるおそれがあり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 5) 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、既存株主の応募率及び資金調達の実効性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。以上から、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 6) 銀行借入による資金調達は、調達金額が全額負債となるため財務健全性の低下につながり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
14,514,038,800	14,000,000	14,500,038,800

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (29,958,800 円) に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 (14,484,080,000 円) を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第18回新株予約権	7,892,100	1,727,730,000
第19回新株予約権	7,038,900	2,346,300,000

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第 20 回新株予約権	6,612,300	3,199,500,000
第 21 回新株予約権	5,759,100	4,266,000,000
第 22 回新株予約権	2,464,800	2,844,000,000
第 23 回新株予約権	72,500	20,250,000
第 24 回新株予約権	48,600	19,800,000
第 25 回新株予約権	33,800	19,500,000
第 26 回新株予約権	22,000	20,000,000
第 27 回新株予約権	14,700	21,000,000

- 2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値に基づき算定された行使価額を各新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。
- 3 第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途は以下のとおりです。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 防衛事業の本格的立ち上げに係る資金	6,500	2026年7月～ 2030年1月
② UTM 事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金	3,000	2026年7月～ 2030年1月
③ 将来の M&A・資本業務提携等に係る資金	2,700	2026年7月～ 2030年1月
④ その他既存事業の拡大・強化等に関する資金	2,300	2026年7月～ 2030年1月
合計	14,500	—

- (注) 1 第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は銀行からの借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の用途に充当する支出予定金額を上回って資金調達できた場合には、上記①～④の各資金用途に追加的な資金需要が発生している場合は当該用途へ優先して充当し、そうでない場合は運転資金に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 3 上記具体的な使途につきましては、支出時期の早く到来したもものから順に充当していく予定であります。
- 4 上記③の「将来の M&A・資本業務提携等に係る資金」について、支出予定時期に対象案件が実現しなかった場合、又は対象案件の規模等により調達資金に残額が生じた場合には、上記①、②、④の各資金使途に追加的な資金需要が発生している場合は当該使途へ優先して充当いたします。なお、当該資金需要がない場合は、運転資金に充当するか、又は支出予定時期以降の M&A 案件に備えた待機資金とする予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

<① 防衛事業の本格的立ち上げに係る資金について>

当社は、2026年3月23日開示「新規事業の開始（防衛装備品市場への参入）および米国子会社設立に関するお知らせ」により、防衛装備品事業への本格参入を発表し、以降、ウクライナの迎撃ドローン企業2社の子会社化およびウクライナの偵察ドローン企業との合弁会社の設立に向けた準備の開始や新製品の迎撃ドローン「Terra A1」「Terra A2」および偵察ドローン「Terra C1」の発売、そして各製品による「多層型防衛」ソリューションの展開、防衛装備庁からのドローン納入案件受注など、事業の急速な立ち上げを進めております。

世界的な潮流として、直近の紛争において、従来の巨大・高精度の装備から低コスト・物量重視の無人アセットへ主軸が移りつつあり、かつ地政学的なリスクも高まる中で、迎撃ドローンをはじめとする防衛におけるドローンの価値に世界的な注目が集まっております。こうした中、軍事・防衛用ドローン市場は世界的な拡大が見込まれ、2030年には約3.4兆円規模（※1）になると予想される一方で、グローバルにおいて圧倒的なシェアを確立した企業は未だ不在の状況にあります。

国内においても地政学的リスクの高まりを背景に、無人アセットに係る国内防衛予算は2025年度から2026年度にかけて約2.4倍に急増（※2）しており、防衛省が構築を目指すSHILD構想や、防衛装備移転の三原則（5類型）見直しによる国外輸出の可能性拡大など、当社の防衛事業にとって強力な追い風となっております。

このような市場環境の中、当社は競合と比較して以下の強みを有しております。まず、最前線の実戦に投入され、その有効性が客観的に証明された製品・技術を子会社および提携先を通じて確保しているという「実戦を通じた製品の有効性（Combat-proven）」が挙げられます。次に、「グローバルな事業体制」を有し、当社経営陣が世界各地のディフェンステック・ドローン企業等と構築したネットワークを活用し迅速な製品開発や提携を推進できる機動力に加え、世界各地にグループ拠点を有し、各地域・国毎の取り組みが必要な防衛領域においても多地域展開を行いやすい体制を有している点です。さらに、経済安全保障および防衛装備品の国産化推進や国内企業優遇の機運が高まる中、「防衛当局と接点を持つ数少ない国内ドローンメーカー」としての立場を有している点、そして「UTM とのシナジー」を有し、民生・防衛双方に適用可能な UTM 事業を自社保有し、ハードとソフトの両面から防衛ニーズを捉えることが可能な点が挙げられます。

調達した資金は、世界的に市場が広がりつつあるこのタイミングで迅速にシェアを拡大し、世界的な防衛ドローン企業となるべく、日本国内での本格的なハードウェアの生産体制構築、国産化比率向上およびプロダクトの機能及びラインナップ強化に向けた開発費用、人材採用や海外拠点の設立・拡大といった事業体制の拡充に充当いたします。充当金額の内訳については、日本国内での本格的なハードウェアの生産体制構築に4,400百万円、国産化比率向上およびプロダクトの機能及びラインナップ強化に向けた開発費用に1,300百万円、人材採用や海外拠点の設立・拡大といった事業体制の拡充に800百万円を想定しておりますが、今後の事業の状況等に応じて各内訳間で増減が生じる可能性があります。今後3年程度で防衛事業に新たに必要となる金額は、上記の充当予定金額と同程度の65億円程度を計画しておりますが、今後の事業の状況等に応じて増減が生じる可能性があります。また、本新株予約権の行使状況によりかかる金額を調達できなかった場合には、自己資金からの充当や代替的な調達方法について検討致します。更に、防衛事業での蓄積されたノウハウや技術は、既存の事業分野（民生分野）への還元や、当社業績への貢献のみならず、国内経済の活性化や展開国の安全保障強化への寄与も期待しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、本資金使途につきましては、政府方針（国家安全保障戦略に基づく防衛装備移転三原則等）を遵守して使用してまいります。

<② UTM 事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金について>

ドローンの運航管理システム（UTM）領域において、当社の連結子会社である Unifly（所在地：ベルギー、代表者：Andres Van Swalm、当社による株式の保有割合：51.0%）は欧州を中心に、北米や中東など各国の航空管制局（ANSP）向けにグローバル No.1 の導入実績（※3）を有しております。UTM は、一度導入されるとスイッチングコストが極めて高く、先行導入が市場独占に直結しやすい性質を持ちます。また、課金体系として、システム開発・保守料に加え、既にカナダで導入がなされているフライトごとの従量課金モデルのように、将来的にスケラビリティとリカーリング性の高い収益が期待できる優れたビジネスモデルです。

このような市場環境の中、直近では、従来の展開地域に加え、2026 年 5 月 26 日付「マレーシアでの国家レベルの UTM 案件受注に関するお知らせ」で開示の通り、東南アジア地域における業界初となるマレーシアでの国家レベルの UTM 導入案件を受注いたしました。本案件は、2025 年に当社の日本の運航管理部門が主導し、インドネシアで実施した同国初の UTM 複数ドローン飛行実証実験にマレーシア当局が参加したことを契機に引き合いへとつながり、Unifly と日本の運航管理部門との協働によって受注に至ったものです。本件の他にも、複数国の新規 ANSP からの引き合いがあり、世界各地域での当社形式の UTM の浸透を進みつつある状況と認識しております。その他、足元では、保安用途向けや防衛用途での UTM といった新規領域での需要も立ち上がりつつあり、重要インフラ施設（空港や発電所等）向けでは空域内の不審ドローンの検知、判定、対処を行うシステムである「カウンタードローンプラットフォーム」への UTM の接続の推進や、軍管轄の防衛空域向けでは各国の軍での防衛ドローン利用増加に伴う当該空域の運航管理を行うための UTM 需要が立ち上がりつつあると認識しております。さらに、国内においても、本年 3 月に「認定 UTM プロバイダー制度」の開始が発表されるなど市場本格化の機運が高まっています。

調達した資金は、これらの莫大な事業機会を逃さずシェアを確保するために UTM 事業において今後 3 年程度の間に必要なと見込んでいる金額であり、防衛領域等の新規領域への拡張を含むシステム開発および国内外の事業体制の強化、そして Unifly の株式追加取得による支配権強化に充当し、確固たる世界 No.1 のポジションの確立と収益化を進めてまいります。

<③ 将来の M&A・資本業務提携等に係る資金について>

当社は創業期から日本発のグローバルメガベンチャーを目指し、グローバルでの M&A をコア戦略の一つとして推進してまいりました。本調達資金は、ドローン・エアモビリティ関連領域での M&A、およびその前段となる少額出資、JV 組成などの資本的出資に充当いたします。

本調達資金を活用した M&A に関する具体的な方針や体制等は以下のとおりです。

なお、現在において具体化されている案件はなく、今後具体的な案件が生じた場合には、適時開示基準も踏まえて適切に開示いたします。

1. M&A の対象として想定される事業領域、実現可能性

想定領域としては、当社事業の近傍領域や、ドローンや周辺領域のハードウェア製造・開発に強みを有する企業、その他事業上シナジーを期待できるドローン・エアモビリティ関連産業の企業を想定しております。

2. M&A の実現可能性

当社は過去にも豊富な M&A のトラックレコードを有しており、実現可能性は高いと判断しております。実際に、当社既存事業のうち、点検・農業・UTM 事業はいずれも M&A を起点として展開を進めてきたビジネスです。また、本社および海外子会社経営陣が世界中のドローン・エアモビリティ企業と強力なコネクションを構築しており、既に現時点でも潜在的な有望領域/候補先は多く存在いたします。

なお、直近 5 か年での主要な実績は以下の通りです。その他、世界各地域のドローン・エアモビリティ企業への複数社にわたる少額出資等の実績を有しております。

2022 年：現在のオランダ子会社の Terra Inspectioneering B.V. を連結子会社化

2023 年：ベルギー子会社の Unifly NV を子会社化、またインドネシア農業事業の事業譲渡

2025 年：国内災害復旧ドローン企業である Terra DX Solutions 株式会社の子会社化

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. M&Aの実施に係る当社の体制及び対応状況

過去の豊富な案件経験に基づき、ソーシングからデューデリジェンス、出資、PMIまで一貫通貫で対応可能な体制とノウハウを構築しております。

ソーシングは、主に本社経営陣および海外子会社経営陣が担当いたします。ドローン産業の草創期から経営陣が世界中を巡り培った強固なグローバルネットワークや、現地コミュニティに根差した海外子会社ネットワークを駆使して情報を収集します。DDおよびPMIは、事業面では担当役員や当該事業担当がドローン事業運営の知見を活かしながら行います。コーポレート面は、当社コーポレート部門が、外部専門家を起用しながら進めております。

4. 当該M&Aが実現した場合の当社への効果

案件ごとに期待する効果は異なりますが、主に以下の点を想定しております。

- 製品開発力の強化： 外部の先進的な技術や開発リソースを取り込むことで、当社グループの製品・サービス開発力を迅速に強化します。
- 商圏および顧客の獲得： 対象会社が有する既存の顧客基盤や販売チャネルへアクセスすることで、新たな市場への早期参入とシェア拡大を実現します。
- 新規事業領域の開拓およびノウハウ獲得： 実際に当社の既存中核事業（点検、農業、UTM事業）はいずれも買収を起点として展開をスタートしており、M&Aを通じてこれらをさらに加速・深化させます。
- 対象会社の人材獲得： 買収対象事業の推進にとどまらず、今後の当社グループ全体の事業を牽引する優秀なグローバル人材を獲得します。過去の実績としても、例えばインドネシア子会社に所属していたメンバーが、現在はサウジアラビア拠点の事業責任者を務めております。

5. 当該M&Aに係る当社の資金繰り状況

実際のM&A実施にあたっては、プロセスが完了した後もグループ全体の資金繰りの健全性が確保されることを十分に確認したうえで実行いたします（PMIにおいては、案件/領域次第で「④その他既存事業の拡大・強化等に関する資金」の資金を充当する可能性もございます）。また、当社の有する強力な情報網・ネットワークを活用することで、少額出資からスタートするケースも含め、投資効率を最大化いたします。なお、必要に応じ、自己資金や金融機関からの借り入れ等による充当も併せて実施いたします。

<④ その他既存事業の拡大・強化等に関する資金について>

その他既存事業（ドローンソリューションセグメントに属する測量、点検、農業等）においても、強力なマクロ需要の追い風を捉えております。例えば、高い機能と圧倒的な価格競争力を持つ自社開発の屋内点検用ドローン「Terra Xross 1」の世界的な引き合い増加や、経済安全保障を背景とした民生用ドローンの世界的反中国・国産化の流れ、さらには2026年5月14日付「サウジアラビアにおける石油・ガスパイプライン保安監視案件の受注に関するお知らせ」の通り、同国で約4億円規模のパイプラインの保安監視を受注するなど、サウジアラビアにおける石油・ガス施設向け大型案件の本格化などが進展しております。

これらの需要を確実に取り込み、特に先行者利益が狙える点検案件や、大規模案件における需要の刈り取りを目指すためには、初期投資や運転資金に対する資金確保が必要不可欠です。調達した資金は、「Terra Xross 1」をはじめとする民生用（非防衛用）ハードウェアの開発・製造・品質保証体制の構築、サウジアラビアのインフラ領域案件等をはじめとした大規模案件受注時における初期および先行投資にかかる運転資金、ならびに各事業の急拡大を支えるコーポレート体制の強化やその他各事業の拡大又は新規事業への進出のための資金に向けた用途等に充当いたします。充当金額の内訳については、民生用（非防衛用）ハードウェアの開発・製造・品質保証体制の構築に800百万円、大規模案件受注時における初期および先行投資にかかる運転資金に700百万円、各事業の急拡大を支えるコーポレート体制の強化やその他各事業の拡大又は新規事業への進出のための資金に800百万円を想定しておりますが、今後の事業の状況等に応じて各内訳間で増減が生じる可能性があります。

（※1）MarketsandMarkets社 調査レポート“Military UAV Market - Global Forecast to 2030”より、世界の防衛用ドローン市場規模の2030年の推定値（228億米ドル）に、1ドル = 150円を適用して算出。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(※2) 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算—令和7年度予算の概要—」「防衛力抜本的強化の進捗と予算—令和8年度予算案の概要—」より

(※3) 2024年7月時点。出典：SMBC日興証券株式会社の依頼により有償で実施された、アーサー・デイ・リトル・ジャパン株式会社による『UTM(ドローン運航管理システム)グローバル市場調査プロジェクト成果物資料(最終報告書)』(2024)。ランキングはUTM実装済み、又は稼働実績がある国のみが対象。また、1国に複数の事業者が存在する場合は、最大シェアを持つ事業者を対象とする

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定いたします。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本第1四半期決算及び「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、当社は、これらの公表に伴う株価への影響の織込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われなかったこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額(第23回新株予約権乃至第27回新株予約権においてはその行使価額)を上回っている場合において、権利行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、当社からの通知による取得が実施されないこと、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては当社の喫緊の資金需要等に応じ当社取締役会により各本新株予約権の絶対下限行使価額を下回らない範囲で下限行使価額修正決議がなされること等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、ブルータス・コンサルティングが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本日(発行決議日)時点の第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,700円、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,300円、第20回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,100円、第21回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第22回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第23回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,900円、第24回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第25回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第26回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,200円、第27回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,100円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果について

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は別途開示いたします。)、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額に基づき決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大955,300株(議決権9,553個相当)であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数9,718,000株(2026年1月31日現在の総議決権数96,952個)に対して最大9.80%(当社総議決権数に対し最大9.85%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1)本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大955,300株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は680,563株であり、一定の流動性を有していること、かつ2)当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①みずほ証券

(1) 名称	みずほ証券株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 浜本 吉郎		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	125,167百万円		
(6) 設立年月日	1917年7月16日		
(7) 発行済株式数	2,015,102,652株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	6,479名(2026年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし(2026年1月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結純資産	909,858百万円	1,009,432百万円	1,171,184百万円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

連結総資産	23,105,316 百万円	26,734,456 百万円	31,868,664 百万円
1株当たり連結純資産	659.23 円	692.24 円	765.01 円
連結営業収益	605,939 百万円	729,738 百万円	802,235 百万円
連結営業利益又は営業損失(△)	50,834 百万円	90,398 百万円	121,388 百万円
連結経常利益又は経常損失(△)	51,205 百万円	90,565 百万円	129,780 百万円
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は当期純損失(△)	68,881 百万円	59,282 百万円	97,072 百万円
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	54.78 円	41.12 円	66.22 円

(注) 1. 割当予定先であるみずほ証券は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

2. 2026年3月期の数値については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。

②徳重氏

a. 割当予定先の概要

氏名	徳重 徹	
住所	東京都世田谷区	
職業の内容	勤務先及び役職	Terra Drone 株式会社 代表取締役社長
	所在地	東京都渋谷区南平台町2番17号
	事業の内容	マルチコプター、ドローン等無人飛行機体及びそれら関連用品やソフトウェアの開発、製造、販売、マルチコプター、ドローン等無人飛行機体による撮影、計測サービス、データの解析及びコンサルティング業務など

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年6月12日現在のものです。徳重氏は当社代表取締役社長であることから、外部機関への調査依頼は行わず、公開情報のリサーチ及び本人からのヒアリング等の方法により、徳重氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

b. 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	当社普通株式5,175,200株及び当社新株予約権5,000個を保有しております(徳重氏の資産管理会社であるテラ株式会社が保有する株式数を含んでおります。)
人事関係	当社の株主及び代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 当社と割当予定先との間の関係の欄は、2026年6月12日現在(但し、割当予定先が保有している当社の株式及び新株予約権の数については2026年1月31日現在)のものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

①みずほ証券

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。そのような状況の中、みずほ証券より提案があった本新株予約権のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社は、みずほ証券が①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権は、日本証券業協会会員であるみずほ証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

②徳重氏

上記のとおり、当社は、今回の資金調達における手法の選択に際して、1)上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めていたところ、当社代表取締役である徳重氏からも、自らも出資を行うことで自身の経営へのコミットメント及び当社の企業価値への自信を株主の皆様を示したい旨の申し出がありました。かかる徳重氏の申し出を受け、徳重氏も割当予定先として選定するとともに、徳重氏に割り当てる新株予約権については、行使価額の修正条項を設けない設計とすることで、株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保するものとししました。

(3) 割当予定先の保有方針

①みずほ証券

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券は、本割当契約（みずほ証券）上、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。当社は、新株予約権の第三者への譲渡を承認する場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

なお、みずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

②徳重氏

第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の割当予定先である徳重氏は、本割当契約（徳重氏）上、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。当社は、新株予約権の第三者への譲渡を承認する場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

徳重氏は、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権について、適宜行使すること及びかかる行使により取得した当社普通株式を中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①みずほ証券

割当予定先であるみずほ証券からは、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行価額の総額の払込み及び第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、みずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2026年3月期決算短信（2026年5月15日発表）及びみずほ証券のホームページに掲載されているみずほ証券の2026年3月期決算短信（2026年5月18日発表）に含まれる貸借対照表から、みずほ証券及びその親会社における十分な現金・預金（みずほ証券：845,331百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ：61,567,751百万円）の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

②徳重氏

割当予定先である徳重氏からは、2026年5月29日時点における金融機関の預金残高の写しを受領し、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認しております。第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、同氏より、同氏の保有する当社普通株式を担保とする借入れにて対応できることを口頭で確認しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 株券貸借に関する契約

第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の発行に伴い、徳重氏は、その保有する当社普通株式の一部について第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券への貸株を行う予定です。

第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権に関して、当社は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券との間で、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約（みずほ証券）において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<みずほ証券との誠実協議>

当社は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権が残存している期間中、当社普通株式の発行若しくは処分（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく場合を除きます。）又は新株予約権（但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除きます。）若しくは新株予約権付社債を発行（以下「新株式発行等」といいます。）しようとする場合（但し、資本提携又は M&A 目的による新株式発行等の場合を除きます。）には、みずほ証券が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、みずほ証券との間で誠実に協議するものとします。

<ロックアップ>

- 1) 当社は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の発行及び第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、(イ) 割当日から起算して 180 日を経過した日、又は (ロ) 第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、みずほ証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含みますがこれらに限られません。以下同じです。）の発行又は処分（但し、①当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員向けストックオプションの付与、②譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の付与、③当社普通株式に係る株式分割、当社普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う当社普通株式の交付、④新株予約権の行使に伴う当社普通株式の交付、又は⑤単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は処分を実施することに関する公表を行わないことをみずほ証券に対して誓約します。
- 2) 当社は、(イ) 割当日から起算して 180 日を経過した日、又は (ロ) 第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、みずほ証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式又は当社普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第 2 条第 4 項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせないことをみずほ証券に対して誓約します。

<みずほ証券による行使制限措置>

- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にみずほ証券の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使により取得される株式数が、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の払込時点における上場株式数の 10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該 10%を超える部分に係る行使を制限します（みずほ証券が第 18 回

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権乃至第 22 回新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。)

- 2) みずほ証券は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2026 年 1 月 31 日現在)		募集後	
テラ株式会社	39.67%	テラ株式会社	36.12%
徳重 徹	13.58%	徳重 徹	12.43%
SAUDI ARAMCO ENTREPRENEURSHIP VENTURES COMPANY LIMITED (常任代理人 S M B C 日興証券株式 会社)	4.70%	SAUDI ARAMCO ENTREPRENEURSHIP VENTURES COMPANY LIMITED (常任代理人 S M B C 日 興証券株式会社)	4.28%
SBI4&5 投資事業有限責任 組合	2.31%	SBI4&5 投資事業有限責任 組合	2.10%
VLI-SA ベンチャーファン ド 2 号投資事業責任組合	1.57%	VLI-SA ベンチャーファン ド 2 号投資事業責任組合	1.43%
ナント CVC2 号投資事業有 限責任組合	1.35%	ナント CVC2 号投資事業有 限責任組合	1.23%
SBI4&5 投資事業有限責任 組合 2 号	1.31%	SBI4&5 投資事業有限責任 組合 2 号	1.19%
ファーストブラザーズ株 式会社	1.14%	ファーストブラザーズ株 式会社	1.04%
神取弘太	1.00%	神取弘太	0.91%
関 鉄平	0.99%	関 鉄平	0.90%

(注) 1 今回の第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の募集分について、割当予定先であるみずほ証券は、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、「募集後の大株主及び持株比率」には含めておりません。

2 募集前の持株比率は 2026 年 1 月 31 日現在における発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合であり、小数点第 3 位を四捨五入しております。

3 募集後の持株比率は 2026 年 1 月 31 日現在における発行済株式総数（自己株式を除く。）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を加算して算出しており、小数点第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、1) 希薄化率が 25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当（徳重氏）」といいます。）は、当社の過半数の議決権を保有（その資産管理会社であるテラ株式会社との保有も含む。）しており「支配株主」（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 2 条第 42 号の 2、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 3 条の 2）に該当する徳重氏が割当予定先となるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が 2026 年 5 月 25 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

上記指針においては、「支配株主と取引等を行う際は、少数株主に不利益を与えることのないよう、公正な条件と透明性のある手続の確保に努めております。なお、取引を行う場合は、関連当事者取引のリスクを考慮し、取引条件やその妥当性・必要性を慎重に検討した上で、取締役会での事前の承認を得て行う事になっております。」と記載しております。本第三者割当（徳重氏）においては、2026 年 6 月 15 日開催の当社取締役会において審議した上で、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行条件を決議しており、当該指針に則って決定しております。また、徳重氏は当社の代表取締役であるため、本第三者割当（徳重氏）の検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本第三者割当（徳重氏）に係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。かかる対応は、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

徳重氏は当社の代表取締役であるため、本第三者割当（徳重氏）の検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本第三者割当（徳重氏）に係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、東京証券取引所有価証券上場規程 441 条の 2 の定めに従い、支配株主である徳重氏との間で利害関係を有しない、当社の独立役員である社外監査役 3 名全員から、以下の概要の見解を取得しております。

以下の各点を確認し、審議を行った結果、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(i) 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権は、徳重氏が、今後も引き続き当社代表取締役社長として当社経営を遂行し、当社グループの中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを示す観点から付与されるものであること

(ii) 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行内容及び条件は、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること

(iii) 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行は、社内で定められた規則及び手続きに従ってなされていること

(iv) 第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行価額は、プルータス・コンサルティングから当社宛に提出された評価報告書に記載された公正価値を参照した上で、当該算定結果である評価額と同額で決定されていること

(v) 利益相反を回避するため、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行に係る取締役会の審議及び決議には、支配株主に該当する徳重氏は参加しておらず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期	2026 年 1 月期
連 結 売 上 高	2,963,323 千円	4,435,568 千円	4,782,585 千円
連結営業利益又は営業損失（△）	△243,072 千円	△627,159 千円	△1,143,791 千円
連結経常利益又は経常損失（△）	△111,024 千円	△606,299 千円	△1,284,839 千円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

親会社株主に帰属する連結当期純利益 又は当期純損失（△）	△353,868千円	△474,800千円	△2,497,915千円
1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（△）	△46.60円	△56.73円	△260.22円
1株当たり配当額	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産額	△233.76円	722.61円	497.57円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年5月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,775,400株	100.00%
現時点の行使価額に おける潜在株式数	1,105,600株	11.3%
下限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—
上限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
始値	—円	2,162円	4,955円
高値	—円	5,350円	10,740円
安値	—円	1,633円	2,000円
終値	—円	4,885円	2,675円

(注) 当社株式は、2024年11月29日に東京証券取引所グロース市場に上場しましたので、それ以前については、該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	2026年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	2,082円	2,678円	2,537円	4,495円	10,000円	9,990円
高値	3,190円	2,925円	4,340円	9,270円	19,610円	10,540円
安値	2,055円	2,284円	2,305円	4,030円	8,660円	7,820円
終値	2,675円	2,560円	3,795円	9,270円	9,690円	8,100円

(注) 2026年6月の株価については、2026年6月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年6月12日現在
始値	8,720円
高値	8,820円
安値	8,100円
終値	8,100円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払込期日	2024年11月28日
調達資金の額	2,485,260,000円（差引手取概算額）
発行価額	2,350円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

募集時における発行済株式数	8,164,700 株
当該募集による発行株式数	1,155,000 株
募集後における発行済株式総数	9,319,700 株
発行時における当初の資金使途	①M&A 資金 ②子会社成長の為の投融資 ③国内 UTM システムやグループ管理システム等の構築
発行時における支出予定時期	①M&A 資金 (2025 年 1 月期 100,000 千円、2026 年 1 月期 300,000 千円、2027 年 1 月期 500,000 千円) ②子会社成長の為の投融資 ((2025 年 1 月期 370,000 千円、2026 年 1 月期 260,000 千円、2027 年 1 月期 170,000 千円) ③国内 UTM システムやグループ管理システム等の構築 (2026 年 1 月期 485,260 千円、2027 年 1 月期 300,000 千円)
変更後の支出予定時期	①M&A 資金 (2025 年 1 月期 100,000 千円、2026 年 1 月期 322,535 千円、2027 年 1 月期 388,125 千円) ②子会社成長の為の投融資 ((2025 年 1 月期 370,000 千円、2026 年 1 月期 847,120 千円、2027 年 1 月期 252,880 千円) ③国内 UTM システムやグループ管理システム等の構築 (2026 年 1 月期 34,600 千円、2027 年 1 月期 170,000 千円)
現時点における充当状況	上記「発行時における当初の資金使途」欄に記載の資金使途に対して、変更後の支出予定時期に記載のとおり充当する予定であり、2026 年 1 月 31 日現在の充当済みの資金の額は次のとおりです。 ①M&A 資金のうち充当予定額 810,660 千円に対し、充当済みの額は 422,535 千円であります。 ②子会社成長の為の投融資のうち充当予定額 1,470,000 千円に対し、充当済みの額は 1,217,120 千円であります。 ③国内 UTM システムやグループ管理システム等の構築のうち充当予定額 204,600 千円に対し、充当済みの額は 34,600 千円であります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 18 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
2,133 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 3,700 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 3,700 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 213,300 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、2026年6月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額（以下「当初行使価額」という。）とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
「下限行使価額」は8,000円とする。
- (2) 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、4,050円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることにはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用される。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{新発行} \cdot \times & \text{1株当たりの} \\
 & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\
 & & \text{既発行} & + & \\
 & & \text{株式数} & & \text{時価} \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\
 & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} &
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第19回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029 年 7 月 9 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 19 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
2,133 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 3,300 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 3,300 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 213,300 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）のいずれか高い方の金額（以下「当初行使価額」という。）とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
「下限行使価額」は11,000円とする。
- (2) 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、4,050円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用される。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権及び第20回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額（下限行使価額を含む。）の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額（調整前の下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029 年 7 月 9 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 20 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 20 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
2,133 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 3,100 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 3,100 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 213,300 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）のいずれか高い方の金額（以下「当初行使価額」という。）とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
「下限行使価額」は15,000円とする。
- (2) 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、7,500円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用される。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第19回新株予約権及び第21回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額（下限行使価額を含む。）の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額（調整前の下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029 年 7 月 9 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 21 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 21 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
2,133 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,700 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,700 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 213,300 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029 年 7 月 9 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 22 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 22 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
948 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,600 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,600 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 94,800 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、30,000円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
「下限行使価額」は30,000円とする。
- (2) 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、15,000円（但し、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることにはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用される。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & \text{新発行} \cdot \times & \text{1株当たりの} \\
 & & & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\
 & & & & & & \text{時価} \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行} & + & \text{新発行} \cdot \times \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{処分株式数} \\
 & & & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行} \cdot \times \\
 & & & & & & & & \text{処分株式数}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第21回新株予約権及び第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029 年 7 月 9 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 23 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 23 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
25 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,900 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,900 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、徳重徹に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、2026年6月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は第10項に従い調整される。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第22回新株予約権及び第24回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029年7月9日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 24 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 24 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
18 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,700 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,700 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、徳重徹に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,800 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は第10項に従い調整される。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第23回新株予約権及び第25回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029年7月9日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 25 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 25 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
13 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,600 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,600 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、徳重徹に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,300 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は第10項に従い調整される。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第24回新株予約権及び第26回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029年7月9日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 26 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 26 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
10 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,200 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,200 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、徳重徹に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、20,000円とする。但し、行使価額は第10項に従い調整される。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第25回新株予約権及び第27回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029年7月9日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
18. 行使請求受付場所
- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
20. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Terra Drone 株式会社
第 27 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
Terra Drone 株式会社第 27 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
7 個
3. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり 2,100 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 6 月 19 日又は 2026 年 6 月 22 日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 2,100 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
4. 申込期間
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 割当日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 払込期日
2026 年 7 月 6 日又は 2026 年 7 月 7 日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、徳重徹に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 700 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、30,000円とする。但し、行使価額は第10項に従い調整される。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第26回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2029年7月9日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 3 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。